

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則(清流の国きふづくり推進課)

ページ
—

規則

号外(2) 平成二十三年十一月三十日

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県自然公園法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県自然公園法施行細則(平成十二年岐阜県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む。)及び第三条(見出しを含む。)中「同意又は認可の申請書」を「協議書又は認可申請書」に改める。

第四条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「同意又は承認の申請書」を「協議書又は承認申請書」に改める。

第七条(見出しを含む。)中「同意又は」を削る。

別記様式第一号様式中「固定公園事業執行同意(認可)申請書」を「固定公園事業執行協議書(認可申請書)」に改める。

別記様式第二号様式中「固定公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書」を「固定公園事業の内容の変更の協議書(認可申請書)」とし、「同意を得た」とし「協議をした」と改め、同様式備考第一号中「同意書」を「協議回答書」と改める。

別記第三号様式中「同意を得た」とし「協議をした」と改め、同様式備考第一号中「同意書」を「協議回答書」と改める。

別記第四号様式中「法人の合併(分割)による固定公園事業の承継同意(承認)申請

書」や「法人の合併(分割)による国定公園事業の承継協議書(承認申請書)」及び「同意を得た」や「協議をした」に於て「警察庁警察課」中「同意書」や「協議回答書」に於て。

大臣官庁警察課中「同意を得た」や「協議をした」に於て「警察庁警察課」中「同意書」や「協議回答書」に於て。

大臣官庁警察課中「国定公園事業の執行同意(認可)失効届出書」や「国定公園事業の執行認可失効届出書」及び「同意(認可)」や「認可」及び「同意を得た(認可を受けた)」や「認可を受けた」に於て「警察庁警察課」中「同意書(平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認書)(認可書)」や「認可書」に於て。

附 則

1)の期間を、公布の日から起算する。

平成二十三年十一月三十日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

パイ・アール・テクノセンター